

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)申請書を送付します!!

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の対象になると思われる方へ、4月中旬から申請書の送付を開始します。

支給対象者 【①・②両方とも該当する方】

- ①平成27年1月1日時点で釧路市に住民登録されている方で、平成27年度市民税が課税されていない方
- ②平成28年度中に65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)
※下表のただし書きに該当する方は対象外です。

申請書の提出等

- ・申請方法 原則、申請書は同封の返信用封筒にて提出してください。
- ・申請期間 4月22日(金)～8月22日(月)(当日消印有効)
- ・申請先 市役所臨時・特例給付金対策室(〒085-8505黒金町7-5)
- ・持参の場合 市役所防災庁舎1階特設窓口、阿寒町・音別町行政センター市民課(午前9時～午後5時。土・日曜日、祝日は除く)
※窓口は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合がありますので、郵送による提出をお勧めします。

支給額

支給対象者1人につき3万円(1回限り)

受取方法

- 原則、金融機関口座へ振り込みします。
- ※金融機関口座がない方など、振り込みによる給付金の支給が困難な場合のみ窓口で現金を支給します。
- ※現金支給は事務処理上、口座振り込みより支給が遅くなります。

支給開始

5月下旬から9月までに順次振り込む予定です。

配偶者からの暴力を理由に避難されている方

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により住民票を移すことができていない方については、一定の要件を満たせば、お住まいの市区町村で申請を行える場合があります。詳しくは、市役所臨時・特例給付金対策室(☎31-4500)までお問い合わせください。

釧路市からの問い合わせについて

申請内容に不明な点があった場合、市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市の窓口または警察署にご連絡ください。

問合せ先

- 給付金の支給に関すること
釧路市「臨時福祉給付金」コールセンター(☎0120-010-584)
4月1日～10月31日 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日は除く)
- 給付金の制度に関すること
厚生労働省専用ダイヤル(☎0570-037-192 通話料有料)
午前9時～午後6時(平日のみ。ただし4月1日～7月31日は土・日曜日、祝日も開設)

平成28年度に給付が予定されている給付金をお知らせします

	1.年金生活者等支援臨時福祉給付金(新設)		2.臨時福祉給付金(継続)
	①高齢者向け	②障害・遺族基礎年金受給者向け	
趣旨	賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援や高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図るとともに、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給する。		税制抜本改革法に基づき、低所得者に対し、消費税の引き上げによる影響を緩和するため、臨時福祉給付金を支給する。
支給対象者	平成27年1月1日現在、釧路市に住民登録されており、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)で、平成27年度の市民税が課税されていない方	平成28年1月1日現在、釧路市に住民登録されており、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方で、平成28年度の市民税が課税されていない方 ※①の高齢者向けを受給された方は、②の障害・遺族基礎年金受給者向けは受給できません。	平成28年1月1日現在、釧路市に住民登録されており、平成28年度の市民税が課税されていない方 ※1.年金生活者等支援臨時福祉給付金を受給された方でも併給は可能です
	※ただし、市民税が課税されていない方のうち、市民税が課税されている方の扶養親族等(税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者)や生活保護法の被保護者等の方は、支給対象者から除きます。		
支給額	支給対象者1人につき3万円(1回限り)		支給対象者1人につき3,000円(1回限り)
申請書の送付	4月中旬		8月下旬(予定)
申請期間	4月22日(金)～8月22日(月)		8月26日(金)～12月26日(月)(予定)
給付金の支給	5月下旬～		10月下旬～(予定)

行政不服審査法が改正されました 問合せ 市役所行財政改革推進室(☎31-4592)

行政不服審査法が公平性の向上、使いやすさの向上の観点から50年ぶりに抜本的に改正され、平成28年4月1日から施行されました。

主な改正内容

1 公平性の向上

- ① 審理手続き上の新たな仕組みとして審理員制度(処分に関与しない職員による審理手続き)を導入
- ② 客観的かつ公正に審理を行うため第三者機関である釧路市行政不服審査会への諮問手続きを導入

2 使いやすさの向上

- ① 「異議申立て」を廃止し、不服申立ての手続きを「審査請求」に一元化
- ② 審査請求できる期間を60日間から3カ月間に延長

※なお平成28年3月31日以前になされた行政処分に係る不服申立ては、従前のとおりです。

※審査請求の提出先は行政処分によって異なります。行政処分に係る書面等に示されておりますのでご確認ください。

※詳細については総務省のホームページをご覧ください。

☎ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/index.html

市長の処分に対する審査請求の流れ

